

第31回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年12月22日（金）
13時56分から15時58分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・作本眞悟委員 山口光彦委員 福井利和委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・蛭原次長・水元・日高・藏富
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
13:56	会 長	皆さん、こんにちは。時間となりましたので、ただ今から、第31回日南市農業委員会総会を開会いたします。 4番作本眞悟委員、16番山口光彦委員、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井利和委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に6番金丸勇太委員、7番田中正彦委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました2件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番は、経営規模拡大のため、受付番号2番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は植林のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました11件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が8件で、受付番号1番、2番、9番は、植林のため、受付番号5番は、集合住宅駐車場用地のため、受付番号6番、7番、10番は、一般個人住宅用地のため、受付番号8番は、駐車場用地のためとなっております。使用貸借権設定が3件で、受付番号3番は、一般個人住宅用道路用地のため、受付番号4番は、一般個人住宅用地のため、受付番号11番は、農家住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、4件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、利用権設定が1件、所有権移転が3件となっております。 次に、総会資料6ページから7ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、3件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が3件となっております。

14:39	事務局	次に、総会資料８ページです。議案第６号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました３件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号１番から３番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものがあります。以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室１、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室２、北郷地区は会議室３、南郷地区は会議室４でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は１４時４０分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第１号、農地法第３条の許可申請について２件の審議をお願いします。それでは、受付番号１番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、１８番平賀です。受付番号１番について説明します。 １２月１８日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しております。申請地は、酒谷地区永野で、酒谷川の北側の台地にある畑で、永野公民館から南西へ約５００ｍの所にあります。譲渡人は高齢で管理が出来ない為譲りたいとのことです。譲受人は申請地の周辺で大規模にお茶を栽培されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号２番について、担当委員より報告願います。

14 : 41	木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号2番について説明します。 12月15日、譲渡人に確認し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は北郷町大藤で、大藤公民館バス停から北西へ約160mの所です。譲受人の自宅周辺です。譲渡人が父親から相続された土地を売りに出され、今回譲受人が無償で譲り受けることになりました。譲受人は露地野菜と柑橘を栽培する予定です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
14 : 44	田 中	はい、7番田中です。受付番号1番について説明します。 12月19日、申請人に電話確認し現地調査しました。申請地は南郷町潟上で、潟上小学校から串間方面へ約1.5kmの潟上神社から市木方面へ続く市道を約300m進み、左手の霧島林道を約1.5km上ったの所にある畑です。以前申請人の父親が蜜柑栽培をされており、廃園になりその後申請人が管理していましたが、周辺が山林化され今後も管理が難しいとのことで、周辺が10haほどの伐採植林をしているため、それに併せて植林をしていこうというものです。周辺は山林で特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、11件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番、2番は申請場所と譲受人が同じですので一括して説

	三 賢	明します。12月18日に現地確認しました。申請地は飢肥地区吉野方です。飢肥地区今町から西へ約1km進んだ永吉交差点より広域農道を北郷へ向けて約200m進んだ左手です。申請地は杉、孟宗竹、雑木等が繁茂した急傾斜地で農地としての利用は出来ないと思います。譲受人は大手の素材生産業、製材業の会社で、周囲の山林を取得しており、丸太やバイオマス発電等の素材生産のために購入しています。2件とも相続財産で父または祖父の時代に無断転用で杉を植林され、事後承認となりますが始末書も添付されています。問題ないと思います。譲渡人には電話で確認し申請について間違いないとのことでした。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願ひます。
	平 賀	はい、18番平賀です。受付番号3番について説明します。 12月18日、借受人立ち会いのもと現地調査しました。なお、貸付人には電話確認しました。申請地は吾田西三丁目、市道平野楠原線沿いにある小児科医院から西へ約100mの所に位置し、申請地の南側には令和4年10月の第17回総会議案2号農地法4条にて許可となった宅地があり、申請地は住宅の取り付け道路の入り口にあたります。取付道路が狭く車の運転がしづらいため、農地法の許可手続きをせずに今年の7月から借受人が貸付人の畑の一部を借りて隅切りし、道路として利用していました。始末書も添付されています。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番から7番について、担当委員より報告願ひます。
	山 本	はい、17番山本です。まず、受付番号4番について説明します。12月16日、現地調査しました。貸付人と借受人には電話確認しました。貸付人と借受人は祖父と孫の関係です。申請地は吾田地区戸高二丁目、コンビニエンスストアから北西方向へ約100mの所です。祖父の土地を借りて、住宅を建築する予定です。なお、建築にあたっては、家庭内排水、汚水は合併浄化槽を設置し、浄化処理後公共の側溝に排出します。雨水は公共側溝に排出します。周囲に農地はありません。 次に、受付番号5番について説明します。12月16日、現地調査しました。譲渡人、譲受人に電話確認しました。申請地は4番案件の所から西へ約50mの所です。譲渡人は県外在住で手放すとのこと。譲受人はアパートを購入しましたが駐車場が不足するため、本申請地に駐車場を設置する予定です。問題ないと思います。

	山 本	次に、受付番号6番について説明します。12月16日、現地調査しました。譲渡人、譲受人に電話確認しました。申請地は5番案件の所から西へ約100mの所です。戸高二丁目の角に10階建てのマンションがありますが、その北側50mの所になります。譲受人は、本申請地に住宅を建築する予定です。なお、境界にはブロックで擁壁を設けて土砂の流出を防ぎ、雨水は市道側溝に排出します。生活污水は合併浄化槽を設置し、浄化処理後市道の側溝に排出します。問題ないと思います。 次に、受付番号7番について説明します。12月16日、現地調査しました。譲渡人、譲受人に電話確認しました。譲渡人は県外在住で手放すとのことです。譲受人は、実家が隣接地で何かと便利と判断し本申請地に住宅を建築する予定です。申請地は吾田地区西弁分三丁目で、生コン会社が2社ありますが、そこから妻手川を挟んだ南側です。なお、建築にあたっては境界にはブロック塀を設置し、雨水は市道側溝に排出し、生活污水は合併浄化槽を設置し、浄化処理後市道の側溝に排出する計画です。問題ないと思います。以上4件、ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
	高 橋	はい、14番高橋です。受付番号8番について説明します。12月16日現地確認を行いました。12月17日、18日に県外在住の譲渡人、譲受人に電話確認しました。申請地はJAはまゆう東郷支所の前の県道を挟んだ斜め前にあり、譲渡人の義理の両親が20年ほど前に住宅を建築した時に同時に申請地を造成し庭兼家庭菜園として利用していたとのことです。譲受人は申請地隣接の宅地を利用し訪問介護を行う予定とし、その為の駐車場として利用するものです。譲受人の会社住所は県外ですが代表者は日南市出身で計画は確実に行われるということを確認しました。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号9番について説明します。12月15日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。なお、譲渡人に電話確認し、12月16日現地確認しました。申請地は、東郷地区松永で、県道28号線から福谷川沿いを約1、2km山間部へ入った所です。登記地目はすべて畑ですが、現況は杉の山林です。譲渡人は、父親から数年前に相続しましたが、既に杉が植林されていたそうです。譲渡人は管理が出来ないということで、今回譲受人に売却することになりました。譲受人は造林業を営んでおり、地域森林計画に基づ

平 方	き適切な森林管理を行えると思います。また、周辺の山林も譲受人が購入し伐採中です。周辺に影響はないと思います。必要に応じて土留工を行い土砂等の流出防止に努めるよう指導しました。排水については地下浸透にて処理し、必要に応じて排水路を設けるそうです。土地改良区の管轄外です。始末書も添付されております。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号１０番について、担当委員より報告願います。
木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号１０番について説明します。１２月１８日、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷地区内之田で、日南市特定環境下水道処理場通称あめんぼ館の市道を挟んで北側の農地です。譲受人は以前より住宅を建築したいと土地を探しておられ、今回譲渡人との合意となりました。申請地の北側は農地、西側には譲渡人の農地、南側は市道、東側は住宅地となっています。生活汚水は日南市特定環境下水道に排出し、雨水は市道側溝に排出する計画です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号１１番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号１１番について説明します。１２月１６日、貸付人、借受人に電話確認し現地確認しました。申請地は、南郷地区榎原で、国道２２０号線沿いの飲食店の東に約３００ｍの所です。貸付人、借受人は親子関係です。共に農業を営んでいます。子供達も大きくなり、父親に相談し父親の土地に住宅を建築することになりました。申請地は水路と公衆用道路、国道に隣接しており、影響を与える農地はありません。生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し、浄化処理後公共の側溝に排出し、雨水は公共側溝に排出する計画です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第３号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第３号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。

14:58	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号1番について説明します。12月15日、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区東弁分です。日高嶋工業団地から高速道路方面へ約300mの所です。現在は水稻が栽培された跡があります。貸付者は経営縮小で、借受者は施設胡瓜栽培を計画しており、現在JAの研修ハウスで胡瓜を栽培しています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定は原案どおり同意することに決定しました。
15:00	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号2番について担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、18番平賀です。受付番号2番について説明します。11月17日、譲渡者に電話確認し、東郷担当の平方委員と現地調査を行いました。申請地は東郷地区殿所で、東郷橋西詰から市道を飢肥方面へ約200m進み、左折し約50mの右手、2枚続きの田です。譲受者が長年管理されていた田ですが、貸付者が高齢のため売買となりました。譲受者は果樹と水稻を栽培しています。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について報告願います。
	木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号3番について説明します。12月15日、譲渡者、譲受者に電話確認し、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は北郷町郷之原で、大藤の建設会社付近に広がるハウス団地に隣接する3筆の田です。譲受者は稲作中心の大規模農家です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について報告願います。

15:04	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号4番について説明します。12月15日、譲渡者、譲受者に電話確認し、譲渡者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区松永で、東郷橋東詰めから約100m進み左手に広がるハウス団地周辺の4筆です。もともと中間管理権設定で譲受者が耕作管理していましたが、譲渡者が高齢となり農地を譲りたいということで今回の申請となりました。譲受者は農業を営む法人で問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず、受付番号1番について説明します。12月15日、貸付者に電話確認し現地調査しました。申請地は東郷地区殿所で、星倉隧道を経由し東郷橋手前50mの所を左折し農道を30m程走った所にある4筆です。数年前から中間管理権設定で耕作管理していますので問題ないと思います。 続いて受付番号2番について説明します。12月15日、貸付者に電話確認し現地調査しました。申請地は東郷地区殿所で、星倉隧道を経由し、東郷橋手前150mの所を右折し農道を50m程走った所にある1筆です。数年前から中間管理権設定していますので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号3番について説明します。12月19日、貸付者に電話確認し現地調査しました。申請地は、北郷町郷之原で、日南高岡線沿いのJR踏切を過ぎて右手に入った南側の2枚の水田です。中間管理権の更新設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

15:07	議 長	ただ今、各担当委員から農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明します。12月15日、農業委員会の調査委員と現地確認しました。願出人は市外住民です。申請地は、飢肥地区板敷で飢肥中学校より、西へ約300m、更に北へ800m程入った山間部です。現地及び周囲は雑木に覆われて鬱蒼としていました。該当事項5に該当します。証明は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。12月15日に、願出人は、受付番号1番と同じです。周辺は現在伐採作業中で危険で立ち合いが困難だったため、航空写真と字図を基に現地確認しました。申請地は東郷地区松永で、県道28号線から福谷川沿いを約1.5km入った山間部です。登記地目は畑ですが、現況は雑木林で、農地に復元するのは困難であり該当事項の5番にあたると思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番については、私が報告します。
	谷 口	受付番号3番について説明します。申請地は、南郷町上中村地区で、中村神社から入った南郷城跡、通称城山の西側周辺にある農地です。周辺の市道沿いの平坦な農地には金柑、野菜等が作付けされています。申請地は、平坦地の上部にあたり以前は蜜柑が作られていたようです。現在は篠竹に覆われており、傾斜地であることから農地としての利用は困難と思われます。周辺も山林、原野化しています。以前に平部委員、司法書士と現地調査しており、12月15日にも隣接所有者立ち会いのもと現地確認しております。該当事項の5に該当します。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

15:12	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第6号非農地証明の交付は原案どおり承認することに決定しました。
15:58	議 長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。 《報告事項》
	議 長	以上で総会の全てを終了します。

第31回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 光彦 

署名委員

金丸 勇太 

田中 正彦 